

令和3年度大江町雪から家をまもる事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、屋根や敷地内の雪処理作業の負担軽減を図り、定住の促進と高齢化社会への対応に資するため、既存住宅または既存住宅に附属する建物（以下「住宅等」という。）の改良を行うものに対し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、住宅等とは、自己の居住の用に供する部分が建築物全体の床面積の50パーセント以上のものをいう。また、第1条に規定する「既存住宅に附属する建物」とは、既存住宅の同一敷地内または道路をはさんだ車庫や小屋等の建築物をいう。ただし、カーポートや基礎を有しない物置は含まないものとする。

(補助金交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、既存住宅等を次の各号に掲げる構造及び機能等のいずれかを有する住宅等に改良を行う事業及び住宅敷地内の雪を溶かして処理する融雪装置の設置事業（以下「交付対象事業」という。）とする。ただし、他の制度の適用を受けるものは除く。

- (1) 軒先の破損を軽減する軒先補強型屋根構造
- (2) 屋根の雪を屋根の上で溶かして処理する融雪式屋根構造
- (3) 屋根の雪を自然に落下させる自然落雪式屋根構造で、周囲の状況に配慮し、屋根の色彩は黒又は濃灰色を基調とするもの
- (4) 住宅等敷地内の雪を溶かして処理する融雪装置

(補助金交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、交付対象事業に要する経費（以下「交付対象経費」という。）で、20万円以上とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、30万円を限度とし、交付対象経費の30パーセント以内の額とする。ただし、65歳以上の高齢者のみの世帯で町民税が非課税の場合は50パーセント以内の額とする。

2 前項により算出された補助金の額に千円未満の端数金額があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 本事業の実施にあたり、次の各号に掲げる事業と併用申請は例外的に認めるものとし、補助金の合計額は100万円を限度とする。

- (1) 大江町住宅建築奨励事業
- (2) 大江町西山杉材利用促進事業
- (3) 大江町優良景観形成事業

(補助金交付対象者)

第6条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所及び住宅等を有する者
 - (2) 町内の事業者の施工により交付対象事業を行う者
 - (3) 補助金申請年度の3月20日までに第10条に定める実績報告書を提出できる者
 - (4) 税金等の滞納がないこと
- (補助金交付申請書)

第7条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書(様式第1号)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 対象住宅等の位置図、配置図及び設計図
- (3) 現況の写真
- (4) 交付対象事業に係る見積書の写し
- (5) 公簿等の閲覧同意書
- (6) その他町長が必要と認めるもの

2 この事業に係る補助金の交付申請は、1世帯につき年度内1回限りとする。

(補助金交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第1号のア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 交付対象経費又は補助金額の20パーセントを超える増減
- (2) 交付対象となる住宅の変更
- (3) 屋根構造の改良方法の変更
- (4) 施工者の変更
- (5) 交付対象事業量の20パーセントを超える増減
- (6) 融雪装置の変更

(状況報告書)

第9条 規則第12条に規定する補助事業等状況報告書は、交付金の交付の決定に係る年度の12月31日現在における状況を記載した実施状況調書(様式第4号)を添付して翌月15日までに提出するものとする。ただし、町長が当該補助事業等状況報告書の提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(実績報告書)

第10条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書(様式第5号)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書(様式第2号)
- (2) 完成写真
- (3) 交付対象経費に係る領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補則)

第 11 条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。